

薬生食輸発 1201 第 1 号
令和 2 年 12 月 1 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめの登録リストの変更)

標記については、令和 2 年 3 月 30 日付け薬生食輸発 0330 第 1 号（最終改正：令和 2 年 11 月 27 日付け薬生食輸発 1127 第 1 号）により通知したところである。

今般、韓国政府から、ひらめの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同通知の別表 15 について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。